別　紙

万陽苑短期入所サービス　料金表

令和4年10月から

ご利用者の介護度			要介護　1	要介護　2	要介護　3	要介護　4	要介護　5
居室の形態			個　室	個　室	個　室	個　室	個　室
基本的に係る費用	・サービス利用料金　（単位）		596	665	737	806	874
	・サービス提供体制強化加算Ⅰ　（単位）　注１		22				
	・夜勤職員配置加算　（単位）		13				
	・介護職員処遇改善加算　（単位）　注２		52	58	64	70	75
	・介護職員等特定処遇改善加算　（単位）　注３		17	19	21	23	25
	・介護職員等ベースアップ等支援加算　（単位）　注４		10	11	12	13	15
	合　計　単　位		710	753	834	912	989
	上記、合計単位を自己負担額に換算（１単位は10.17円）：（円）	１割負担額	722	765	848	927	1,005
		２割負担額	1,444	1,531	1,696	1,855	2,011
		３割負担額	2,166	2,297	2,544	2,782	3,017
	・居室に係る自己負担額（円）	・第４段階（標準）	個　室　1,171				
		・第３段階	個　室　820				
		・第２段階	個　室　420				
		・第１段階	個　室　320				
	・食費に係る自己負担額（円）	・第４段階（標準）	1,445				
		・第３段階②　注５	1,300				
		・第３段階①　注６	1,000				
		・第２段階	600				
		・第１段階	300				
	・１日あたりに係る費用（円）《基本的費用の概算》	居室の形態	個　室	個　室	個　室	個　室	個　室
		・第４段階（標準）	3,338	3,381	3,464	3,543	3,621
		・第４段階（２割負担）	4,060	4,147	4,312	4,471	4,627
		・第４段階（３割負担）	4,782	4,913	5,160	5,398	5,633
		・第３段階②	2,842	2,885	2,968	3,047	3,125
		・第３段階①	2,542	2,585	2,668	2,747	2,825
		・第２段階	1,742	1,785	1,868	1,947	2,025
		・第１段階	1,342	1,385	1,468	1,547	1,625
該当する場合に係る費用	・療養食加算　（単位）	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、１食ごと算定。	8				
	・送迎加算　（単位）	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行ったとき。	184				
	※緊急短期入所受入加算（単位）	居宅の介護支援専門員が必要と認めたものに対し、居宅サービス計画にない短期入所介護を緊急に行ったとき。	90				

１か月（３０日）に係る費用《基本的に係る費用の概算》		要介護　1	要介護　2	要介護　3	要介護　4	要介護　5
		個　室	個　室	個　室	個　室	個　室
自己負担額（円）	介護保険で利用できる最大日数（日）	27	29	30	30	30
	・第４段階（標準）	115,726	109,089	105,001	107,371	109,706
	・第４段階（２割負担）	135,673	132,408	131,522	136,263	140,933
	・第４段階（３割負担）	155,621	155,727	158,043	165,155	172,160
	・第３段階②	100,846	94,209	90,121	92,491	94,826
	・第３段階①	91,846	85,209	81,121	83,491	85,826
	・第２段階	67,846	61,209	57,121	59,491	61,826
	・第１段階	55,846	49,209	45,121	47,491	49,826

理美容サービス（実費）の価格表（円：税込み）	調　髪	調髪　＋　顔そり	顔そりのみ	毛染め（調髪込み）	パーマ（調髪込み）
	1,500	1,800	500	3,800	4,200

注１　サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変ります。（介護福祉士が６割以上の場合は18単位、５割以上６割未満の場合は12単位になります。）
注２　介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83／1,000（8.3%）　を乗じます。
注３　介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27／1,000（2.7%）　を乗じます。
注４　介護職員等ベースアップ等支援加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 16／1,000（1.6%）　を乗じます。
注５　第３段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下　夫婦の場合は1500万円以下
注６　第３段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※　利用料などの精算は月単位で行います。１日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
※　居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。
※「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。
※　個別に加算が係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変りますのでご注意ください。

別　紙

万陽苑短期入所サービス(介護予防)料金表

令和４年１０月１日から

ご利用者の介護度			要支援　1	要支援　2
居室の形態			個　　室	個　　室
基本的に係る費用	・サービス利用料金　（単位）		446	555
	・サービス提供体制強化加算Ⅰ（単位）　注１		22	
	・介護職員処遇改善加算　（単位）　注２		39	48
	・介護職員等特定処遇改善加算（単位）　注３		13	16
	・介護職員等ベースアップ等支援加算（単位）　注４		7	9
	合　計　単　位		527	650
	上記、合計単位を自己負担額に換算（１単位は10.17円）：（円）	１割負担額	535	661
		２割負担額	1,071	1,322
		３割負担額	1,607	1,983
	・居室に係る自己負担額（円）	・第４段階（標準）	個　　室　1,171	
		・第３段階	個　　室　820	
		・第２段階	個　　室　420	
		・第１段階	個　　室　320	
	・食費に係る自己負担額（円）	・第４段階（標準）	1,445	
		・第３段階②　注５	1,300	
		・第３段階①　注６	1,000	
		・第２段階	600	
		・第１段階	300	
	・１日あたりに係る費用（円） 《基本的費用の概算》	居室の形態	個　　室	個　　室
		・第４段階（標準）	3,151	3,277
		・第４段階（２割負担）	3,687	3,938
		・第４段階（３割負担）	4,223	4,599
		・第３段階②	2,655	2,781
		・第３段階①	2,355	2,481
		・第２段階	1,555	1,681
		・第１段階	1,155	1,281
該当する場合に係る費用	・療養食加算　（単位）	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、１食ごと算定。	8	
	・送迎加算　（単位）	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行ったとき。	184	

理美容サービス（実費）の価格表（円：税込み）	調　　髪	調髪　＋　顔そり	顔そりのみ	毛染め（調髪込み）	パーマ（調髪込み）
	1,500	1,800	500	3,800	4,200

注１　サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変ります。（介護福祉士が６割以上の場合は22単位、５割以上６割未満の場合は18単位になります。）

注２　介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83／1,000（8.3%）　を乗じます。

注３　介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27／1,000（2.7%）　を乗じます。

注４　介護職員等ベースアップ等支援加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 16／1,000（1.6%）　を乗じます。

注５　第３段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下　夫婦の場合は1500万円以下

注６　第３段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※　利用料などの精算は月単位で行います。１日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※　居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※　個別に加算が係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変りますのでご注意ください。